

指定申請等に係る提出文書の簡 素化・標準化について

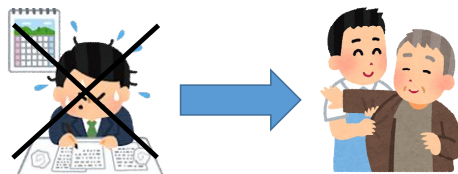
令和6年10月 石岡市福祉部介護保険課

1

お知らせの背景

厚労省は、介護サービス事業者の文書提出に関する**負担軽減**を目指しています。

このため、石岡市が指定する事業者の**負担軽減**につながる情報をお知らせします。



2

負担軽減の取り組み

- ①指定申請等の様式が全国統一に
- ②自治体独自の「ローカルルール」の解消
- ③「電子申請・届出システム」の運用開始

3

負担軽減の取り組み

- ①**指定申請等の様式が全国統一に**
必要な様式は石岡市ホームページに掲載しています。

ホーム>各種書式・申請書ダウンロード>医療・福祉>介護保険
関係（介護保険事業者向け申請書）

https://www.city.ishioka.lg.jp/kakushuyoshiki_download/iryo_fukushi/page000548.html

4

負担軽減の取り組み

②自治体独自の「ローカルルール」の解消

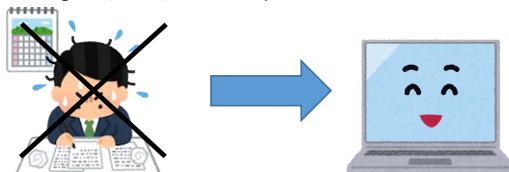
「指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン」にもとづき、省略できる書類や、今まで慣例的に求めていた文書提出をやめます。

5

負担軽減の取り組み

③「電子申請・届出システム」の運用開始

必要事項は**ウェブ上で入力**ができるので記入が簡単に。**入力もれチェック**機能もあるので安心。提出は、ボタン1つで完了。



6

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P25

①運営規程等に記載する従業員の員数

「〇人以上」と記載して差し支えない。また、実人数を記載する場合でも、指定基準・加算算定基準を満たしていれば変更届は1年に1回の一定の時期で良い。

※茨城県ではR5まで「毎年10月の第2金曜日までに提出」となっていたので、石岡市でもこの時期を標準とします。

7

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P13

②従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

必要項目を満たしていれば、各事業所で使用する**シフト表**等の提出により代替できます。

8

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P18-19

③更新申請時に省略できる書類

以前の提出内容から変更がない場合には、**最大10種類**の書類提出を**省略**できます。

【石岡市ホームページ】

地域密着・居宅→https://www.city.ishioka.lg.jp/data/doc/1712369711_doc_76_0.zip

総合事業→https://www.city.ishioka.lg.jp/data/doc/1712369715_doc_76_0.zip

9

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P22

④指定有効期間の弾力的な運用

同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定有効期間が異なっている場合に、その**有効期間を併せて更新することが可能**です。



【例】法人〇〇の

A地域密着型通所介護 R1.5.1～R7.4.30

A通所型サービス R3.8.1～R9.7.31

R7.4月に両方とも更新
(地域密着に合わせる)

↓
どちらもR8.5.1～R14.4.30

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P12

⑤同じ事業所が介護サービスと**介護予防サービス**の指定を受ける場合

既に市へ提出している事項について変更がない場合には、その書類提出を**省略**できます。

11

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P10

⑥施設・設備・備品等の写真

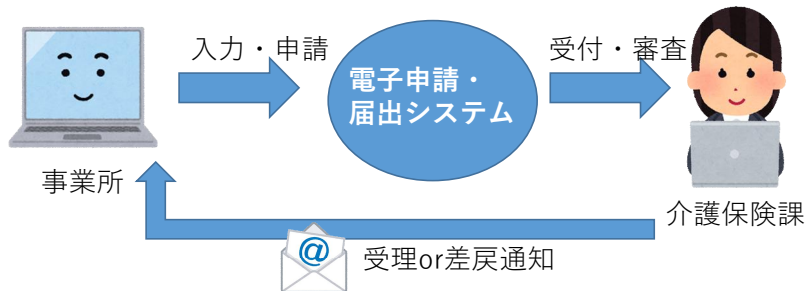
新規指定・事業所移転等の際は、現地訪問をするため、原則として**写真の提出は不要**です。



12

電子申請・届出システム

石岡市では**令和7年4月1日**から、電子申請・届出システムによる指定申請（介護給付費算定届出も含む）の受付を開始します。



13

電子申請・届出システム

電子申請・届出システムの概要については

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>
- https://www.youtube.com/watch?v=g52Zja_pPwl

↑ Youtubeです。申請のイメージは10：05～21：32の10分間

令和6年秋ごろから、市からも事業所へ電子申請・届出システムの利用方法について**順次お知らせ**していきます。

14

問合せ先

事業所の指定・変更の届出
給付費算定の届出 については・・・

石岡市介護保険課 施設・給付担当
0299-23-7327 (直通)
kaigo@city.ishioka.lg.jp